

(調査研究事業の場合)

諸外国における低所得世帯の医療費等と利用量に関する調査研究事業

株式会社 政策基礎研究所 (報告書A4版 116頁)

事業目的

低所得世帯に対する医療費の窓口払いや償還払いによる受療行動や健康指標の変化、医療の内容への影響等に関する知見について、国内外の研究論文を中心に収集、整理した。その上で、特に償還払いに関する文献が少ないことから、償還払いによる医療需要への影響を分析することを主眼に、インターネットアンケート調査とそれに基づくコンジョイント分析を実施した。

事業概要

アンケート調査は、株式会社マクロミルのモニターに対して行った。アンケート票の配分は、2016年国民生活基礎調査の、生活保護基準以下の低所得世帯数に対する被保護世帯の割合に準じ、生活保護世帯の方458名、低所得一般世帯の方1,542名とした。またそれらとの比較対象とするため、世帯所得が600万円以上となる600名を中程度所得一般世帯の方として定義し、同様のアンケート調査を行った。

また、平成30年度社会福祉推進事業「諸外国における低所得世帯の医療費等と利用量に関する調査研究事業」委員会を、事業期間中に3度開催した。

調査研究の過程

当初は市区町村向けのアンケートで、生活保護世帯の医療サービスの利用量に対する対策についての調査を行う予定であった。しかし、そういった対策は国の指針で行うもので自治体個別の対策について何うことの意義がさほどなかったことと、一方で償還払いに対する受診行動の変化に関する情報は極めて事例が少なく、今回の調査研究の上で情報収集が必要であったことから、個人向けの医療費と受診行動に関するWebアンケートに切り替えた。

事業結果

文献調査結果の概要

窓口払いについて

○全体として、窓口での自己負担が増えると医療需要(医療サービスの利用量)が減少することを示唆する論文が多かった。ただし、医療需要が減少しなかった研究結果も存在する。

償還払い(立て替え払い)について

- 和文・英文においても文献が少なく、日本では小児医療についての制度と研究が存在していた。
- 自己負担がない場合において、窓口支払いがない場合と償還払い(立替)を比較すると、全体として後者のほうが、医療需要が少なくなることを示唆する論文・研究が多かった。

弾力性の観点からの低所得者と中高所得者の比較

- 価格弾力性は全体で-0.1から-0.4の範囲で低い水準であった。
- 外来の場合に低所得層ほど「何らかの医療サービスを必要とする確率」は自己負担率の影響を受けやすいという研究が1件(Newhouse et al. 1993)見られたが、研究の件数が少なく結論は明瞭でない。

アンケート調査結果の概要

生活保護世帯、低所得一般世帯、中程度所得一般世帯に対し、償還払いが導入された場合の仮想的な状況をカードで示し、そのような状況で診察を受けるか否かを中心にインターネットアンケートにより質問し、その結果以下のような傾向が見られた。

基礎的な集計結果

- 全般的に、保護世帯や低所得一般世帯では、中程度所得一般世帯よりも価格弾力性の絶対値が大きく、価格が上昇すると受診希望者数が減少しやすい傾向が見られた(子どもの嘔吐・虫歯以外)。
- 受診の必要性が高い高血圧と高熱において価格弾力性の絶対値が小さく、価格上昇による受診希望者数の減少は比較的小さい傾向が見られた。また、子どもの症状においても、受診の必要性が高い発熱と虫歯においても同様の傾向が見られた。

コンジョイント分析の結果

- 立替による発生による受診抑制への関連は、生活保護世帯や低所得一般世帯ほど、反応が強くなる傾向が見られた。
- 自己負担額の増加と受診抑制の関連は、本人の症状、子どもの症状ともに、受診の必要性が高い病状か否かに関わらず、全般的に見られた。
- ※中程度所得一般世帯の場合の子どもの虫歯を除き、全ての症状、世帯グループにおいて1%有意で関連があった。
- 立替金額と受診抑制の関連は、症状により生じる場合(下図において、自己負担相当額の記載があるもの)と生じない場合があった。

全体的結論

- 文献調査の結果及びコンジョイント分析の結果を総合すると、償還払いが導入された場合、医療需要は減少すると考えられる。
- また、償還払いが導入された場合、特に低所得世帯における本人の症状について、受診を抑制する傾向が強くなると考えられ、その中で、受診の必要性が高い症状についても受診抑制が起きる可能性が高いと考えられる。
- そのため、償還払いの導入について検討する場合には、こうした点にも留意する必要があると考えられる。

残された課題・留意点

- 今回はアンケート調査により分析を行ったが、現行制度において自己負担なしで医療機関を受診している者については、一部自己負担や償還払いの制度自体を想像しにくかった可能性がある。
- 償還払いの制度を導入した場合、窓口で支払った費用を一定期間ごとに役所等で返還する事務が発生することとなるため、費用に関する分析に当たっては、行政コストについても勘案する必要がある。

事業実施機関

株式会社 政策基礎研究所
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-30-26
TEL 03-6280-3569